をし取た

に創設されました。 資産税などが減額される制度が新た これに代わる固定資産(土地・家屋 償却資産)を取得した場合、 事故により被災された方などが、 日本大震災および原子力発電所 固定

けるためには、平成24年1月31日ま 記までお問い合わせください でに申請が必要になりますので、 平成24年度課税分の減額措置を受 左

問い合わせ

税務課資産税係 (23)8726



満のもの

固定資産税償却資産の申

 \mathcal{O} や商店などを経営している方が事業 ために所有している事業用資 います。 却資産とは、 会社や個人で工場 産

ふれあいの丘 天文館だより

年 1 告書を提出してください。 償却資産をお持ちの方は、 平成24年1月31日(火)までに 月1日現在の資産の状況につい 平成 24

課税対象となる主な償却資産

構築物(舗装路面、 煙突、鉄塔など) フェンス、

> (2) 車両および運搬具(貨車、 各種製造設備の機械・装置など) 大型特殊自動車など) 械および装置 ポンプ、 客車、

4工具、)課税対象とならない償却資産 器具、 測定工具、 備品(パソコン、 机 イスなど) 医

却資産) 耐用年数1年未満の資産または取 算入されたもの(いわゆる小額償 税法などの規定により一時に損金 得価格が10万円未満の資産で法人

②取得価格が20万円未満の資産で法 ③法人税法第4条の2第1 税法第67条の2第1項に規定する ゆる一括償却資産) リース資産で取得価額が20万円未 (税法などの規定により3年間で 括して均等償却するもの(い 項•所得

④自動車税および軽自動 権など) 無形減価償却資産 となるもの (特許 車 権 税 の対象 漁業

問い合わせ 減価償却を行っているものは課税資産ごとの耐用年数により通常の①、②の場合であっても、個別の の対象となります。 務課資産税係 (23)8726

TEL



★今月の天文情報

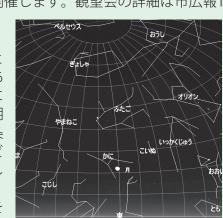
▶皆既月食を見よう

12月10日(土)に皆既月食が起こります。月食の様子と時刻は上の図を参考にして ください。 21時45分ごろに、向かって左側から部分食が始まり、23時5分ごろに皆既食になります。食は23時 30分ごろに最大になり、ほぼ頭の上(高度76度)に見えるでしょう。その後真夜中の0時0分ごろに 皆既月食は終わり、1時20分ごろに部分食は終わります。肉眼や双眼鏡で、 月が欠けていく様子や 影の色を観察してみましょう。天文館では皆既月食観望会を開催します。観望会の詳細は市広報11 月15日号または天文館HPをご覧ください。

ふたご座流星群を見よう

皆さんは、流れ星を見たことはあるでしょうか。三大流星群と 言って毎年決まった時期に多くの流れ星が見られる流星群があ ります。その中の代表的な「ふたご座流星群」は12月14日(水)に 流れ星の数がピークになると予想されています。流れ星は月明 かりが無い方が良く見えますが、今年は満月近くの月があり条 件は良くありません。それでも、夜10時~12時頃に1時間ほど 夜空を見上げていると4・5個は見えると思いますので挑戦し てみてください。

流れ星はどこに現れるかわかりませんので、双眼鏡や望遠鏡を 使わず自分の目で見るのが一番です。芝生に寝転がり東の空45 度付近を眺めるのが良いでしょう。冬の夜は大変冷え込みます のでしっかり防寒をしましょう。



■問い合わせ ふれあいの丘天文館 (28)3254